

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本語译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
 - 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；
 - 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
 - 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系。
- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
 - 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。
 - 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「[里兆法律情報](#)」の欄をご覧ください。
 - ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。

[illegible]

Issue 412・2014/10/28～2014/11/03

目录

(点击目录标题,可转至相应主文;点击主文标题,可返回目录。)

一、最新中国法令

- 关于修改《中华人民共和国行政诉讼法》的决定..... 2
- 中华人民共和国反间谍法..... 2
- 关于人民法院与银行业金融机构开展网络执行查控和联合信用惩戒工作的意见..... 3
- 关于完善固定资产加速折旧企业所得税政策的通知..... 4
- 关于加快科技服务业发展的若干意见..... 4
- 上市公司重大资产重组管理办法..... 4
- 上市公司并购重组行政许可并联审批工作方案..... 5
- 关于开展 2014 年目录外进出口商品抽查检验工作的公告..... 6
- 上海市服务贸易促进指导目录（2014 年版）（上海）..... 6
- 广东省外商投资企业投诉处理服务办法（广东）..... 7
- 北京市工业污染行业、生产工艺调整退出及设备淘汰目录（2014 年版）（北京）..... 7

二、相关新信息

- 企业信息公示制度初见雏形, 对企业有利有弊

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、最新中国法令

- 「中華人民共和國行政訴訟法」の改正に関する決定..... 2
- 中華人民共和國スパイ防止法..... 2
- 裁判所と銀行業金融機関とがオンラインによる執行監視および共同信用制裁作業を実施する旨の意見..... 3
- 固定資産の加速減価償却に係わる企業所得税政策の整備に関する通知..... 4
- 科学技術サービス業の発展を加速させることに
関する若干意見..... 4
- 上場会社重大資産再編管理弁法..... 4
- 上場会社合併買収再編行政許可同時審査
許可作業方案..... 5
- 2014 年目録外の輸出入商品の抜取検査作
業の実施に関する公告..... 6
- 上海市サービス貿易促進指導目録(2014 年
度版)(上海)..... 6
- 広東省外商投資企業クレーム処理サービス弁
法(広東)..... 7
- 北京市工業汚染業種、生産技術の調整退出
および設備淘汰目録(2014 年版)(北京)..... 7

二、関連する新着情報

- 全体像が見えてきた企業情報公示制度が企業に与える影響..... 8

一、最新中国法令

● 关于修改《中华人民共和国行政诉讼法》的决定

【发布单位】全国人大常委会
【发布文号】主席令第十五号
【发布日期】2014-11-01
【实施日期】2015-05-01
【内容提要】此次修改内容主要包括：

受案范围扩大
将行政机关滥用行政权力排除或者限制竞争的，违法集资、摊派费用的，没有依法支付最低生活保障待遇或者社会保险待遇的等行政行为纳入了受案范围。
行政机关不得干预、阻碍法院立案
行政机关及其工作人员不得干预、阻碍人民法院受理行政案件。
可口头起诉
起诉应当向法院递交起诉状，书写起诉状确有困难的，可以口头起诉。
应当登记立案
法院在接到起诉状时对符合规定的起诉条件的，应当登记立案。不能当场判定的，应接收起诉状，出具书面凭证，七日内决定是否立案。
起诉期限延长到“六个月”
直接向法院提起诉讼的，应当自知道或者应当知道作出行政行为之日起六个月内提出。
行政首长出庭
被诉行政机关负责人应当出庭应诉。不能出庭的，应当委托行政机关相应的工作人员出庭。
可跨区域管辖
经最高人民法院批准，高级人民法院可以根据审判工作的实际情况，确定若干人民法院跨行政区域管辖行政案件。
复议机关是共同被告
经复议的案件，复议机关决定维持原行政行为的，作出原行政行为的行政机关和复议机关是共同被告；复议机关改变原行政行为的，复议机关是被告。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2014-11/02/content_1884662.htm

● 中华人民共和国反间谍法

【发布单位】全国人大常委会
【发布文号】主席令第十六号
【发布日期】2014-11-01
【实施日期】2014-11-01

一、最新中国法令

● 「中华人民共和国行政诉讼法」の改正に関する決定

【発布機関】全国人民代表大会常務委員会
【発布番号】主席令第十五号
【発布日】2014-11-01
【実施日】2015-05-01
【概要】今次改正内容には主に以下の内容が含まれる。

案件受理対象範囲を拡大する
行政機関が行政権力を濫用して競争の排除または制限を行った場合、違法な資金調達、費用の負担押し付けを行った場合、法律に従って最低生活保障待遇または社会保险待遇を支払わなかった場合などの行政行為が案件受理対象範囲に加えられた。
行政機関による裁判所立件への介入、阻害を禁止する
行政機関およびその職員は裁判所の行政案件受理に介入、阻害してはならない。
口頭による提訴を認める
提訴は裁判所に対し訴状を提出しなければならないが、訴状の作成が困難な場合、口頭による提訴を認める。
立件登記を行わなければならない
裁判所が訴状を受けた際に定められた提訴条件に合致する場合、立件登記を行わなければならない。その場で判断ができない場合、訴状を受けて、書面証憑を発行し、7日以内に立件の可否を決定しなければならない。
提訴期限が「6ヶ月」に延長された
直接裁判所に提訴する場合、行政行為を知ったまたは知るべきであった日から6ヶ月以内に提起しなければならない。
行政のトップ責任者が出廷する
提訴された行政機関責任者は、出廷し応訴しなければならない。出廷できない場合、行政機関の関係職員に出廷を委任しなければならない。
管轄区を跨ぐことができる
最高人民法院の許可を受けた上で、高级人民法院は審判作業の実状に応じて、いくつかの裁判所を定めて行政区域を跨いで行政案件を管轄させることができる。
再審議機関は共同被告となる
再審議が行われた案件について、再審議機関が元の行政行為を維持する決定を下した場合、元の行政行為を下した行政機関と再審議機関は共同被告となる。再審議機関が元の行政行為を変更した場合、再審議機関が被告となる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2014-11/02/content_1884662.htm

● 中華人民共和国スパイ防止法

【発布機関】全国人民代表大会常務委員会
【発布番号】主席令第十六号
【発布日】2014-11-01
【実施日】2014-11-01

【内容提要】根据该法：间谍组织及其代理人以外的其他境外机构、组织、个人实施或者指使、资助他人实施，或者境内机构、组织、个人与其相勾结实施的窃取、刺探、收买或者非法提供国家秘密或者情报的行为，属于间谍行为，按照该法将受到追究。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2014-11/02/content_1884660.htm

● 关于人民法院与银行业金融机构开展网络执行查控和联合信用惩戒工作的意见

【发布单位】最高人民法院、中国银行业监督管理委员会

【发布文号】法〔2014〕266号

【发布日期】2014-10-24

【内容提要】该意见鼓励和支持人民法院与银行业金融机构通过网络实施执行查控和联合信用惩戒工作。包括：

- 逐步通过网络实施查询、冻结、扣划等执行措施。
- 建立联合信用惩戒机制。共享失信被执行人名单及其他执行案件信息；银行业金融机构对失信被执行人等采取限制贷款、限制办理信用卡等措施。
- 以全国法院执行案件信息系统为基础，建立全国网络执行查控机制。主要采取两种模式：
 - “总对总”联网，即最高人民法院通过中国银行业监督管理委员会金融专网通道与各银行业金融机构总行网络对接。各级人民法院通过最高人民法院网络执行查控系统实施查控。
 - “点对点”联网，即高级人民法院通过当地银监局金融专网通道与各银行业金融机构省级分行网络对接。本地人民法院通过高级人民法院执行查控系统实施本地查控，外地法院通过最高人民法院网络中转接入当地高级人民法院执行查控系统实施查控。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2014-11/03/content_89976.htm?div=-1

【概要】本法によると、スパイ組織およびその代理人以外のその他の国外機構、組織、個人が実施し、または他者に指示、資金援助して実施し、もしくは国内機構、組織、個人がそれと共謀して実施した国家秘密または情報の窃取、偵察、買収あるいは不法提供の行為は、スパイ行為に該当し、本法に従って追及される。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2014-11/02/content_1884660.htm

● 裁判所と銀行業金融機関とがオンラインによる執行監視および共同信用制裁作業を実施する旨の意見

【発布機関】最高人民法院、中国銀行業監督管理委員会

【発布番号】法〔2014〕266号

【発布日】2014-10-24

【概要】本意見は、人民法院と銀行業金融機関がオンラインにより執行監視および共同信用制裁作業を実施することを奨励、支持している。これには以下の内容が含まれる。

- オンラインによる照会、凍結、引落しなどの執行措置を段階的に実施する。
- 共同信用制裁体制を確立する。信用喪失した被申立人の名簿およびその他の執行事件の情報を共有する。銀行業金融機関は信用を失った被申立人などに対し貸付制限、クレジットカード手続き制限などの措置を講じる。
- 全国の裁判所の執行事件情報システムを基礎として、全国ネットワークの執行監視体制を確立する。主として以下の二つの方式を採用する。
 - 「全体と全体」のネットワーク化、即ち、最高人民法院が中国銀行業監督管理委員会金融専用ネットワークを通じて各銀行業金融機関本店とオンラインで繋がる。各級人民法院は最高人民法院ネットワーク執行監視システムを通じて監視を行う。
 - 「点と点」のネットワーク化、即ち、高级人民法院が現地銀行業監督管理局の専用ネットワークを通じて各銀行業金融機関省級支店とオンラインで繋がる。現地の裁判所は高級人民法院執行監視システムを通じて現地の監視を行い、外地の裁判所は最高人民法院ネットワークを通じて現地高级人民法院の執行監視システムに中継接続し監視を行う。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2014-11/03/content_89976.htm?div=-1

● 关于完善固定资产加速折旧企业所得税政策的通知

【发布单位】财政部、国家税务总局

【发布文号】财税〔2014〕75号

【发布日期】2014-10-20

【实施日期】2014-01-01

【内容提要】根据该通知：

- 对专用设备制造业，计算机、通信和其他电子设备制造业，仪器仪表制造业，信息传输、软件和信息技术服务业等6个行业的企业于2014年01月01日后新购进的固定资产，可缩短折旧年限或采取加速折旧的方法。
- 对所有行业企业于2014年01月01日后新购进的专门用于研发的仪器、设备，单位价值不超过100万元的，允许一次性计入当期成本费用在计算应纳税所得额时扣除，不再分年度计算折旧；单位价值超过100万元的，可缩短折旧年限或采取加速折旧的方法。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201410/t20141024_1154297.html

● 固定資産の加速減価償却に係わる企業所得税政策の整備に関する通知

【発布機関】財政部、国家税務総局

【発布番号】財税〔2014〕75号

【発布日】2014-10-20

【実施日】2014-01-01

【概要】本通知によると、以下の通りである。

- 専用設備製造業、コンピュータ、通信およびその他の電子設備製造業、計器メーター製造業、情報入力・ソフトウェアおよび情報技術サービス業など6業種の企業が2014年1月1日以降に新規購入した固定資産に対し、減価償却期間を短縮し、または加速減価償却措置を講じることができる。
- 全ての業種における企業が2014年1月1日以降に新規購入した研究開発専用の計器、設備に対し、取得価値が100万円を超えないものについては、課税所得額を計算する際に一括で当期コスト費用に計上して控除することを認め、以後、年度ごとの減価償却は行わない。取得価値が100万円を超えるものについては、減価償却期間を短縮し、または加速減価償却措置を講じることができる。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201410/t20141024_1154297.html

● 关于加快科技服务业发展的若干意见

【发布单位】国务院

【发布文号】国发〔2014〕49号

【发布日期】2014-10-28

【内容提要】该意见提出：

- 重点发展研究开发、技术转移、检验检测认证、创业孵化、知识产权、科技咨询、科技金融、科学技术普及等专业技术服务和综合科技服务。
- 鼓励国外知名科技服务机构在中国设立分支机构或开展科技服务合作。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-10/28/content_9173.htm

● 科学技術サービス業の発展を加速させることに関する若干意見

【発布機関】国務院

【発布番号】国発〔2014〕49号

【発布日】2014-10-28

【概要】本意見によると、以下の通りである。

- 研究開発、技術移転、検査検疫認証、創業インキュベーション、知的財産権、科学技術コンサルティング、科学技術金融、科学技術普及などの専門科学技術サービスおよび総合科学技術サービスを重点的に発展させる。
- 国外の有名な科学技術サービス機構による中国における分支機構の設立または科学技術サービスの提携実施を奨励する。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-10/28/content_9173.htm

● 上市公司重大资产重组管理办法

【发布单位】中国证券监督管理委员会

【发布文号】中国证券监督管理委员会令第109号

【发布日期】2014-10-23

● 上場会社重大資産再編管理弁法

【発布機関】中国証券監督管理委員会

【発布番号】中国証券監督管理委員会令第109号

【発布日】2014-10-23

【实施日期】2014-11-23

【内容提要】本次修订进一步减少和简化并购重组行政许可，在强化信息披露、加强事中事后监管、督促中介机构归位尽责、保护投资者权益等方面作出配套安排。主要包括以下内容：

1	取消对不构成借壳上市的上市公司重大购买、出售、置换资产行为的审批；取消要约收购事前审批及两项要约收购豁免情形的审批。
2	完善发行股份购买资产的市场化定价机制，对发行股份的定价增加了定价弹性和调价机制规定。
3	完善借壳上市的定义，明确对借壳上市执行与IPO审核等同的要求，明确创业板上市公司不允许借壳上市。
4	进一步丰富并购重组支付工具，为上市公司发行优先股、定向发行可转换债券、定向权证作为并购重组支付方式预留制度空间。
5	取消向非关联第三方发行股份购买资产的门槛限制和盈利预测补偿强制性规定要求，尊重市场化博弈。
6	丰富要约收购履约保证制度，降低要约收购成本，强化财务顾问责任。
7	明确分道制审核，加强事中事后监管，督促有关主体归位尽责。

【备注】

1. 基于上述修订内容，中国证券监督管理委员会还发布了《[关于修改〈上市公司收购管理办法〉的决定](#)》。
2. 近期，中国证券监督管理委员会还发布了《[上市公司股东大会规则（2014年修订）](#)》和《[上市公司章程指引（2014年修订）](#)》、《[关于改革完善并严格实施上市公司退市制度的若干意见](#)》。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.csrc.gov.cn/pub/zjhpublic/zjh/201410/t20141024_262340.htm

● [上市公司并购重组行政许可并联审批工作方案](#)

【发布单位】工业和信息化部、中国证券监督管理委员会、国家发展和改革委员会、商务部

【发布日期】2014-10-24

【内容提要】该方案明确：

- 国家发展和改革委员会实施的境外投资项目核准和备案、商务部实施的外国投资者战略投资上市公司核准和经营者集中审查等三项审批事项，不再作为证监会上市公司并购重组行政许可审批的前置条件。

【实施日期】2014-11-23

【概要】今次改正は、合併買収再編行政許可の更なる減少と簡素化を進め、情報開示の強化、過程・事後における監督管理の強化、仲介機構に対する本来の職責履行の督促、投資者權益の保護などの面で付帯的な手当を行った。主に以下の内容が含まれる。

1	裏口上場を構成しない上場会社の重大資産の購入、販売、置換行為に関する審査許可を廃止した。株式公開買付け事前審査許可および2項目の株式公開買付け免除状況に関する審査許可を廃止した。
2	株式発行購入資産の市場価格確定メカニズムを整備し、株式発行の価格確定について価格確定の柔軟性と価格調整メカニズムの規定を追加した。
3	裏口上場の定義を整備し、裏口上場に対しIPO審査と同等の要求を実施することを明確にし、創業板上場会社に裏口上場を認めないことを明確にした。
4	合併買収再編支払い手段の更なる多様化を進め、上場会社が発行する優先株、特定転換社債、特定新株予約権による合併買収再編支払い方式に制度上の空間を残した。
5	関連関係のない第三者に対する株式発行資産購入の制約条件および利益予測補償強行規定の要求を廃止し、市場の駆け引きを尊重する。
6	株式公開買付け契約履行保証制度を多様化し、株式公開買付けのコストを低減し、財務顧問の責任を強化した。
7	ルート別審査を明確にし、過程・事後における監督管理を強化し、関係主体の本来の職責履行を督促する。

【備考】

1. 上述の改正内容に基づき、中国证券监督管理委员会は更に「[『上場会社買収管理弁法』の改正に関する決定](#)」を公布した。
2. 先頃、中国证券监督管理委员会は更に「[上場会社株主大会規則（2014年改正）](#)」および「[上場会社定款ガイドライン（2014年改正）](#)」、[『上場会社上場廃止制度の改革整備と厳格実施に関する若干意見』](#)を公布した。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

http://www.csrc.gov.cn/pub/zjhpublic/zjh/201410/t20141024_262340.htm

● [上場会社合併買収再編行政許可同時審査許可作業方案](#)

【発布機関】工业和信息化部、中国证券监督管理委员会、国家发展和改革委员会、商务部

【発布日】2014-10-24

【概要】本方案は以下の点を明確にした。

- 国家发展和改革委员会が実施した国外投資プロジェクトの認可と届出、商务部が実施した外国投資者が戦略的に投資した上場会社の認可と事業者集中審査などの3項目の審査許可事項については、以後、証券监督管理委员会の上場会社合併買収再編行

- 上市公司并购重组涉及的相关部委的其他审批事项，如外国投资者并购的安全审查等，仍按现行政程序执行，暂不作调整。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n12843926/n13917012/16181329.html>

● 关于开展 2014 年目录外进出口商品抽查检验工作的公告

【发布单位】国家质量监督检验检疫总局

【发布文号】国家质量监督检验检疫总局公告 2014 年第 107 号

【发布日期】2014-10-09

【内容提要】根据该公告：

- 2014 年 10 月至 2015 年 02 月对必须经检验检疫机构检验的进出口商品以外的进出口商品实施抽查检验。
- 抽查产品的范围是刹车片、充电宝、锂电池、服装、儿童服装、食品接触产品等商品，以及各地检验检疫机构根据辖区进出口商品特点确定的抽查产品范围（由各地检验检疫机构对外通告）。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/jlqg_12538/zjgg/2014/201410/t20141031_426324.htm

● 上海市服务贸易促进指导目录（2014 年版）（上海）

【发布单位】上海市商务委员会等七部门

【发布日期】2014-10-17

【内容提要】上海市将采取以点带面的方式，在列入《上海市服务贸易促进指导目录》的项目中按年度认定并扶持一批守法经营、信誉良好、具备较强国际竞争力的服务贸易品牌企业。其中包括：

- 运输服务贸易；
- 旅游服务贸易；
- 电信、计算机和信息服务贸易；
- 工程承包与建筑服务贸易；
- 专业服务贸易（咨询、会计、法律等）；
- 文化服务贸易；
- 其他商业服务（BPO、KPO）等。

政许可における前提条件としない。

- 上場会社合併買収再編にかかわる関係部門委員会のその他の審査許可事項、例えば外国投資者による合併買収に関する安全審査などは、依然として現行手順に従って実施し、当面調整を行わない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n12843926/n13917012/16181329.html>

● 2014 年目录外的輸出入商品の抜取検査作業の実施に関する公告

【発布機関】国家品質監督検査検疫総局

【発布番号】国家品質監督検査検疫総局公告 2014 年第 107 号

【発布日】2014-10-09

【概要】本公告によると、以下の通りである。

- 2014 年 10 月から 2015 年 2 月までの間、検査検疫機構による検査を義務付けられた輸出入商品以外の輸出入商品に対し抜取検査を実施する。
- 抜取検査を行う製品の範囲は、プレーキライニング、移動電源、リチウム電池、服飾、子供服、食品接触材などの商品、および各地検査検疫機構が管轄区の輸出入商品の特徴に基づいて確定した抜取検査製品の範囲（各地検査検疫機構が対外的に公布する）である。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/jlqg_12538/zjgg/2014/201410/t20141031_426324.htm

● 上海市サービス貿易促進指導目録（2014 年度版）（上海）

【発布機関】上海市商務委員会などの 7 部門

【発布日】2014-10-17

【概要】上海市は一つの成功を他に普及させる方式で、「上海市サービス貿易促進指導目録」に記載されたプロジェクトの中から年度毎に、法に則った経営を行い、信用が良好で、強い国際競争力を具備した一群のサービス貿易ブランド企業を認定し、支援する。それには以下のものが含まれる。

- 運輸サービス貿易。
- 観光サービス貿易。
- 電信、コンピュータおよび情報サービス貿易。
- 工事請負と建設サービス貿易。
- 専門サービス貿易（コンサルティング、会計、法律など）。
- 文化サービス貿易。
- その他の商業サービス（BPO、KPO）など。

【備 注】本所于 2014 年 10 月获评“上海市专业服务贸易重点单位(法律服务类)”。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.scofcom.gov.cn/zxxxgk/237048.htm>

● 广东省外商投资企业投诉处理服务办法（广东）

【发布单位】广东省人民政府
【发布文号】广东省人民政府令第 204 号
【发布日期】2014-10-27
【实施日期】2014-12-15
【内容提要】广东省的外商投资企业，在企业设立、生产、经营或者终止过程中，认为政府部门或者其他单位及其工作人员损害其权益，有权依据该办法向有关政府投诉处理部门反映问题并要求予以协调解决。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://zwgk.gd.gov.cn/006939748/201410/t20141031_552945.html

● 北京市工业污染行业、生产工艺调整退出及设备淘汰目录（2014 年版）（北京）

【发布单位】北京市人民政府办公厅
【发布文号】京政办发〔2014〕56 号
【发布日期】2014-10-23
【内容提要】根据该通知：
▪ 《目录》所列条目主要是污染较大、耗能较高的行业和生产工艺，以及国家明令淘汰的落后设备。
▪ 对《目录》所列条目涉及的企业，有关部门要严格进行环境、安全、土地、规划、节能等执法监察。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1371171.htm>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

【備考】当所は 2014 年 10 月に「上海市専門サービス貿易重点機関(法律サービス類)」の認定を受けている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.scofcom.gov.cn/zxxxgk/237048.htm>

● 広東省外商投資企業クレーム処理サービス弁法（広東）

【発布機関】広東省人民政府
【発布番号】広東省人民政府令第 204 号
【発布日】2014-10-27
【実施日】2014-12-15
【概要】広東省の外商投資企業は、企業の設立、生産、経営または終了の過程において、政府部門またはその他の組織およびその職員が自己の権益を損なったと判断した場合、本弁法に基づいて関係政府クレーム処理部門へ問題を提起し解決への協力を求めることができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://zwgk.gd.gov.cn/006939748/201410/t20141031_552945.html

● 北京市工業汚染業種、生産技術の調整退出および設備淘汰目録(2014 年版)(北京)

【発布機関】北京市人民政府弁公庁
【発布番号】京政弁発〔2014〕56 号
【発布日】2014-10-23
【概要】本通知によると、以下の通りである。
▪ 「目録」に記載された条目は主に汚染度の高い、エネルギー消費の高い業種と生産技術、および国が淘汰を命じた旧式設備である。
▪ 「目録」に記載された条目にかかわる企業に対し、関係部門は環境、安全、土地、計画、省エネなどの法執行検査を厳格に実施しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1371171.htm>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● 企业信息公示制度初见雏形, 对企业有利有弊

10月01日起实施的《企业信息公示暂行条例》及相关配套制度所建立的企业信息公示制度, 被认为是中国转变政府职能、转变政府监管方式(由事前审批为主向事中、事后监管为主转变)、建立中国社会信用体系的重要举措。本文将简要介绍企业信息公示制度的主要内容和对企业的影响等。

中国国务院于2014年02月07日发布了《注册资本登记制度改革方案》, 明确提出了改革市场主体监管制度(“企业年度检验制度”改为“企业年度报告公示制度”)等改革内容。根据该改革内容, 2014年08月23日国务院发布了《企业信息公示暂行条例》, 此后, 中国国家工商总局陆续出台了《企业公示信息抽查暂行办法》、《企业经营异常名录管理暂行办法》、《工商行政管理行政处罚信息公示暂行规定》等配套规定。《企业信息公示暂行条例》与相关配套制度均已于2014年10月01日起实施, 这些法令共同构建了企业信息公示制度(以下简称“公示制度”)。

一、公示制度的主要内容

公示制度大致可以从“对企业”和“对政府部门”两方面进行解读。

(一)“对企业”而言, 公示制度主要包括“企业年度报告公示制度”和“企业信息即时公示制度”等。其中:

1. “企业年度报告公示制度”:
“企业年度报告公示制度”替代了此前实施的“工商企业年度检验制度”(通常称为“工商年检”, 不含商务部门、税务部门、财政部门、统计部门、外汇部门的年检, 下同), 明确企业年度报告的报送期间、公示程序和公示载体, 并把年度报告内容限定为能够直接反映企业经营状况的基本信息, 而对于企业资产总额、主营业务收入、利润总额等信息, 由企业自主选择是否公示。
2. “企业信息即时公示制度”:
“企业信息即时公示制度”规定企业应当自信息形成之日起20个工作日内, 通过企业信用信息公示系统(以下简称“公示系统”)向社会公示股东(或者股份有限公司发起人)认缴和实缴的出资额、出资时间、出资方式等信息, 有限责任公司股东股权转让等股权变更信息, 行政许可取得、变更、延续信息, 知识产权出质登记信息, 受到行政处罚信息以及其他依法应当公示

● 全体像が見えてきた企業情報公示制度が企業に与える影響

10月1日から施行されている「企業情報公示暫定条例」および関連付帯制度により確立された企業情報公示制度は、中国の政府職能の転換、政府監督管理方式の転換(事前の審査許可を主としたものから、過程、事後の監督管理を主としたものへの転換)、中国社会信用体系を確立するための重要な措置と考えられている。本文では企業情報公示制度の主な内容と企業に与える影響などについて簡潔に紹介する。

中国国务院が2014年2月7日に公布した「登録資本登記制度改革方案」では、市场主体監督管理制度改革(「企業年度検査制度」から「企業年度報告公示制度」への移行)などの改革内容を明確に提起している。本改革内容に基づいて、2014年8月23日に国务院は「企業情報公示暫定条例」を公布し、その後、中国国家工商総局が「企业公示情報抜取検査暫定弁法」、「企業経営異常名簿管理暫定弁法」、「工商行政管理行政処罰情報公示暫定規定」などの付帯規定を次々と公布しており、「企業情報公示暫定条例」と関連付帯制度はいずれも2014年10月1日から施行され、これらの法令は共に企業情報公示制度(以下「公示制度」という)を構築することとなった。

一、公示制度の主な内容

公示制度は、大きく分けて「企業に対するもの」と「政府部門に対するもの」の二つの面から理解することができる。

(一)「企業に対するもの」について言えば、公示制度は主に「企業年度報告公示制度」と「企業情報即時公示制度」などが含まれ、以下のとおりである。

1. 「企業年度報告公示制度」
「企業年度報告公示制度」はこれまで実施されていた「工商企業年度検査制度」(通常「工商年度検査」と呼ばれ、商務部門、税務部門、財政部門、統計部門、外貨部門の年度検査は含まず、以下同じ)に代わるものであり、企業年度報告の申告期間、公示手順および公示媒体を明確にした上、年度報告内容を企業の経営状況を直接反映できる基本情報に限定し、企業の資産総額、主要営業収入、利益総額などの情報については、企業が公示の要否を自主選択する。
2. 「企業情報即時公示制度」
「企業情報即時公示制度」では、企業は情報が形成された日から20業務日以内に、企業信用信息公示システム(以下「公示システム」という)を通じて、株主(または株式会社の発起人)の引受けおよび払込み出資額、出資時期、出資方法などの情報、有限責任会社の株主持分譲渡などの持分変更情報、行政許可取得、変更、延長情報、知的財産権質権設定登記情報、受けた行政処罰の情報およびその他の法

的信息。

如果企业未能履行“企业年度报告公示制度”和“企业信息即时公示制度”规定的相关义务，则将面临相关约束措施，具体请参见以下“建立‘约束措施’”的内容。

(二)“对政府部门”而言，公示制度主要包括“政府部门的公示义务”、建立“约束措施”和建立“抽查和举报制度”等。其中：

1. 政府部门的公示义务：
明确要求工商部门公示其在履行职责过程中产生的企业注册登记、备案，动产抵押登记，股权出质登记，行政处罚以及其他依法应当公示的信息；明确要求其他政府部门公示其在履行职责过程中产生的行政许可准予、变更、延续，行政处罚以及其他依法应当公示的信息。
2. 建立“约束措施”：
约束措施主要包括以下三方面：
 - 1) 建立经营异常名录制度。企业未履行公示义务的（包括未在规定的期限内公示年度报告；未按照工商部门责令的期限公示有关企业信息；公示企业信息隐瞒真实情况、弄虚作假的；通过登记的住所或者经营场所无法联系的），由工商部门列入经营异常名录，通过公示系统向社会公示，并区别情况承担相应的法律责任。
当然，被列入经营异常名录的企业自列入之日起3年内履行公示义务的，可以向工商部门申请移出经营异常名录。
 - 2) 建立严重违法企业名单制度。对被列入经营异常名录满3年仍未履行公示义务的企业，由工商部门列入严重违法企业名单，并通过公示系统向社会公示。被列入严重违法企业名单的企业的法定代表人、负责人，3年内不得担任其他企业的法定代表人、负责人。
 - 3) 建立部门联动响应机制。规定地方政府及其有关部门建立健全信用约束机制，在政府采购、工程招投标、国有土地出让、授予荣誉称号等工作中，将企业信息作为重要考量因素，对被列入经营异常名录或者严重违法企业名单的企业依法予以限制或者禁入。

に従って公示しなければならない情報を社会に向け公示しなければならないと定めている。

企業が「企業年度報告公示制度」および「企業情報即時公示制度」の定める関連義務を履行できなかった場合、関連拘束措置に直面するが、具体的な内容については後述の「『拘束措置』の確立」の内容を参照のこと。

(二)「政府部門に対するもの」について言えば、公示制度は主に「政府部門の公示義務」、「拘束措置」の確立および「抜取検査と通報制度」の構築などを含む。それは以下のとおりである。

1. 政府部門の公示義務
工商部門に対しては、その職責履行過程において生じた企業登録登記、届出、動産抵当登記、持分質権設定登記、行政处罚およびその他の法に従って公示すべき情報を公示するよう明確に求めている。その他の政府部門に対しては、その職責履行過程において生じた行政许可、変更、延長、行政处罚およびその他の法に従って公示すべき情報を公示するよう明確に求めている。
2. 「拘束措置」の確立
拘束措置には主に以下の三つの面が含まれる。
 - 1) 経営異常名簿制度の構築。企業が公示義務を履行しなかった場合（所定の期限までに年度報告を公示しない場合、工商部門が命じた期限までに関連企業情報を公示しない場合、公示した企業情報に事実隠蔽、虚偽がある場合、登記された住所または経営場所を通じて連絡が取れない場合が含まれる）、工商部門が経営異常名簿に記載し、公示システムを通じて社会に向け公示した上、状況に応じて相応の法的責任を負わせる。
なお、経営異常名簿に記載された企業は、記載された日から3年以内に公示義務を履行した場合、工商部門に対し経営異常名簿からの削除を申請することができる。
 - 2) 重大法律違反企業名簿制度の構築。経営異常名簿に記載され3年が経過しても依然として公示義務を履行しない企業については、工商部門が重大法律違反企業名簿に記載し、公示システムを通じて社会に向け公示する。重大法律違反企業名簿に記載された企業の法定代表人、責任者は、3年の間、その他の企業の法定代表人、責任者に就任してはならない。
 - 3) 部門連動呼応体制の構築。地方政府およびその関係部門は整備された信用拘束体制を構築し、政府調達、工事入札募集、国有地払下げ、荣誉称号の授与などの作業において、企業情報を重要な考慮要素とし、経営異常名簿または重大法律違反企業名簿に記載された企業については法に従って参加制限または参加禁止とすることを定めた。

3. 建立“抽查和举报制度”:
- 1) 建立抽查制度: 规定工商部门应当根据企业注册号等随机摇号, 抽取辖区内不少于 3% 的企业, 确定抽查名单, 并组织对企业公示信息的情况进行检查。
 - 2) 建立举报制度: 规定任意社会主体发现企业公示的信息虚假, 均可以向工商部门举报, 接到举报的工商部门应当自接到举报材料之日起 20 个工作日内进行核查, 予以处理, 并将处理情况书面告知举报人。

二、对企业的影响等

公示制度对企业的影响, 有利有弊:

“利”的方面主要包括:

1. 对于企业而言, 按照“企业年度报告公示制度”进行操作, 与按照“企业年度检验制度”进行操作相比, 能够享受一定的便利和自主权利等, 对于相关差异, 我们制表分析如下:

差异	企业年度检验制度	企业年度报告公示制度
提交文件不同	通常需提交企业年度资产负债表和损益表及年度审计报告	企业资产总额、主营业务收入、利润总额等信息, 由企业自主选择是否公示
工商部门角色不同	工商部门对申报材料进行真实性审查	工商部门不审查公示内容真实性, 仅监督企业是否按时公示(抽查除外), 更多依赖企业的自觉和社会监督举报
完成方式不同	网上申报后, 到工商部门现场提交材料, 政府部门审核后完成	直接通过公示系统完成网上报送及公示
法律责任不同	企业未按照规定年检或申报材料虚假, 将受到行政处罚(罚款, 直至吊销营业执照)	企业未按照规定完成年度报告报送公示或公示信息虚假, 将被列入经营异常名录和甚至是严重违法企业名单, 受到相关约束。

3. 「抜取検査と通報制度」の構築

- 1) 抜取検査制度の構築: 工商部門は企業登録番号などに基づき無作為に番号を選び、管轄区内の 3% を下回らない企業を選んで、抜取検査名簿を確定した上、企業の情報公示状況について検査を行うことを定めた。
- 2) 通報制度の構築: いずれの社会主体も企業が公示した情報に虚偽の存在を発見した場合、工商部門に対し通報することができ、通報を受けた工商部門は通報資料を受領した日から 20 業務日以内に検査を行い、処理した上、処理状況を書面にて通報者に告知しなければならないと定めた。

二、企業に与える影響など

公示制度が企業に与える影響、その利点欠点。

「有利」な点としては主に以下のとおりである。

1. 企業について言えば、「企業年度报告公示制度」に基づく処理は、「企業年度検査制度」に基づく処理と比べ、一定の利便と自主権などを享受することができる。その相違について、当所は以下のとおり表にまとめて分析した。

相違	企業年度検査制度	企業年度报告公示制度
提出書類の相違	通常は企業年度貸借対照表、損益計算書および年度監査報告書を提出しなければならない。	企業資産総額、主要業務収入、利益総額などの情報は、企業が公示の可否を自主選択する。
工商部門の役割の相違	工商部門は申告資料に対し真実性の審査を行う。	工商部門は公示内容の真実性を審査せず、企業が期日どおりに公示を実施したかについて監督するのみで(抜取検査は除く)、より多くを企業の自觉と社会の監督通報に委ねている。
完了方式の相違	オンライン申告の後、工商部門に赴いて資料を手渡し、政府部門の審査後に完了する。	直接公示システムを通じてオンライン申告および公示を完了する。
法的責任の相違	企業が規定に従った年度検査を行わず、または申告資料に虚偽があった場合、行政処罰を受ける(過料、更には営業許可証の取上げまで)。	企業が規定に従った年度报告申告公示を行わず、または公示情報に虚偽があった場合、経営異常名簿、更には重大法律違反企業名簿に記載され、かかる拘束を受ける。

		——如果违反其他法令，仍可能受到行政处罚等。
公示范围不同	所有年检申报材料通常不对外公示，仅公安部门、检察院、法院、国家安全部门及律师等特定部门及人员可对企业信息进行查阅	企业年度报告内容通过公示系统公示（企业自主选择不开的除外）

		——その他の法令に違反した場合には、依然として行政処罰などを受ける恐れがある。
公示範囲の相違	いずれの年度検査申告資料も、通常、外部に公示されず、公安部门、検察院、裁判所、国家安全部門および弁護士などの特定部門ならびに人員のみが企業情報を調査することができる。	企業年度報告の内容は公示システムを通じて公示される（企業が非公開を自主選択した場合は除く）。

2. 对市场交易而言：企业可以通过公示系统，便利、及时和准确地获知交易对方的主体情况（包括变更情况）、资质、经营情况（如果交易对方选择公开）、处罚情况等信息。
- 当然，考虑到公示制度刚刚实施，2014 年度的企业年度报告基本要等到 2015 年 01 月 01 日至 06 月 30 日才会陆续在公示系统中公示，公示信息可能有虚假成分等因素，对于企业的重大交易或寻找交易对象等情形，谨慎起见，仍然建议对交易对方进行企业资信调查或尽职调查（通过律师、会计师等）。

“弊”的方面主要包括：

1. 公示制度一定程度上增加了企业的义务，即在企业相关信息发生变更后（通常是完成工商部门手续后），还需要自行及时（20 个工作日内）通过公示系统进行公示，否则将被工商部门责令公示，如果在责令的期限内仍不公示，则可能面临被列入经营者异常名录的风险。
- 对此，建议引起公司管理部门的重视。
2. 由于公示制度更多地依赖企业自身的信用，不排除个别不守信用的企业公布虚假信息，进而影响交易对方作出正确的商业判断，最终导致个别情况下的不公平竞争或者影响交易安全。
3. 政府部门按照公示制度公布的企业动产抵押登记、股权出质登记、行政处罚等信息，可能使一些对企业不利的信息，更易被交易对方所知晓。（行政处罚信息自公示之日起届满 5 年的，记录于企业信用信息公示系统，但不再公示。）

2. 市場取引について言えば、企業は公示システムを通じて、利便良く、遅滞なく、正確に取引相手の主体状況（変更状況を含む）、資格、経営状況（取引相手が公開を選択している場合）、処罰状況などの情報を知ることができる。
- なお、公示制度は実施されたばかりであること、2014 年度の企業年度報告は基本的に 2015 年 1 月 1 日から 6 月 30 日の期間になって初めて公示システム上で次々と公示されること、公示情報には虚偽の内容が含まれる可能性があることなどの要素を考慮すれば、企業が重要な取引を行う、または取引先を選定するなどの状況においては、慎重を期すとの観点から、やはり取引相手に対し企業信用調査または DD 調査を行うことが望ましい（弁護士、会計士などを通じて行う）。

「不利」な点としては主に以下のとおりである。

1. 公示制度はある程度において企業の義務を加重するものであり、企業の関連情報に変更が生じた後（通常では工商部門の手続きの完了後）は、自ら遅滞なく（20 業務日以内）公示システムを通じて公示しなければならず、さもなければ、工商部門から公示を命じられ、命じられた期限内に依然として公示を行わなければ、経営異常名簿に記載されるリスクに直面するものと思われる。
- これについては、会社管理部門の注意を喚起することが望ましい。
2. 公示制度がより多くを企業自身の信用に委ねていることから、信用を顧みない個別企業が虚偽の情報を公開し、この結果、取引相手の正確な商業判断に影響を及ぼし、場合によっては最終的に不当競争を生み、または取引の安全に影響を及ぼすことを排除できない。
3. 政府部門が公示制度に基づいて公表した企業動産抵当権設定登記、持分質権設定登記、行政処罰などの情報が、一連の企業に不利な情報を、取引相手により容易に把握させることになるとと思われる。（行政処罰情報は公示の日から 5 年が経過した時点で、企業信用情報公示

システムには記録されるが、以後公示されることはない。)

综上，考虑到公示制度刚刚实施，具体实施情况如何，实务中可能产生哪些问题，目前均无法判断，对此，我们后续也会持续予以关注。当然，从律师的角度而言，希望公示制度能够顺利实施，为建立中国社会信用体系提供帮助。

（里兆律师事务所 2014 年 10 月 31 日编写）

以上をまとめると、公示制度の実施は始まったばかりであるため、具体的な実施状況、実務において生じる可能性のある問題については、いずれも現時点で判断することは困難である。これらについては、当所も継続的に注意していく。なお、弁護士としては、公示制度が支障なく実施され、中国の社会信用体系構築の助けとなることが望ましい。

（里兆法律事務所が 2014 年 10 月 31 日付で作成）